

「阪南市自治基本条例」一部改正（案）概要

【改正の主旨】

平成21年7月1日に施行された「阪南市自治基本条例」は、まちづくりを進めていく上での自治の基本理念、基本的なしくみなどを定めた条例で、条例においては、本市を取り巻く社会情勢は変化することから、運用状況の検証や社会情勢に合わせて、条例を見直す必要があるかどうかについて検討することが規定されています。

この規定に基づき、阪南市自治基本条例推進委員会で全条文を検証した「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」を受けました。

提言にある社会情勢に応じた条文とするため、以下のとおり改正を行います。

【目次（案）】

前文	解説修正
第1章 総則	
第1条 目的	
第2条 最高規範性	
第3条 定義	解説修正
第2章 基本理念	
第4条 基本理念	
第3章 基本原則	
第5条 参画及び協働の原則	
第6条 情報共有の原則	
第7条 財政自治の原則	
第4章 市民	
第8条 市民の権利	
第9条 市民の責務	
第5章 議会	
第10条 議会の役割	
第11条 議会の責務	
第12条 議員の責務	
第6章 執行機関	
第13条 市長の責務	
第14条 市長を除く執行機関の責務	
第15条 職員の責務	
第7章 市民参画及び協働	
第16条 市民活動団体	
第17条 計画策定等における市民参画	
第18条 市民参画の手続	
第19条 市民参画の推進	
第20条 協働の推進	

第8章 情報共有

- | | | |
|------|------------|------|
| 第21条 | 情報の収集及び活用 | |
| 第22条 | 情報公開等 | |
| 第23条 | 個人情報の保護 | 解説修正 |
| 第24条 | 説明責任 | |
| 第25条 | 意見、要望等への応答 | |

第9章 住民投票

- | | | | |
|------|------|------|------|
| 第26条 | 住民投票 | 条文改正 | 解説修正 |
|------|------|------|------|

第10章 総合計画

- | | | |
|------|------|--|
| 第27条 | 総合計画 | |
|------|------|--|

第11章 危機管理

- | | | | |
|------|------|------|------|
| 第28条 | 危機管理 | 条文改正 | 解説修正 |
|------|------|------|------|

第12章 他の機関との連携

- | | | |
|------|----------|--|
| 第29条 | 他の機関との連携 | |
|------|----------|--|

第13章 推進及び見直し

- | | | |
|------|--------|--|
| 第30条 | 条例の推進 | |
| 第31条 | 条例の見直し | |

【改正（案）内容】

1. 条文改正

①第26条（住民投票）

《改正前》

- 第26条 住民は、市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、広く住民の意思を確認する目的のため、住民投票の実施を市長に請求することができる。
- 2 議会及び市長は、前項の目的のため、自ら住民投票の実施を発議することができる。
- 3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。この場合において、投票資格者を定めるに当たっては、十分に検討を行うものとする。
- 4 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を最大限尊重するものとする。



《改正後》

- 第26条 住民は、市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、広く住民の意思を確認する目的のため、住民投票の実施を市長に請求することができる。
- 2 議会及び市長は、前項の目的のため、自ら住民投票の実施を発議することができる。
- 3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。
- 4 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を最大限尊重するものとする。

【理由】

住民投票条例制定の際に留意すべき点について規定をしていますが、住民投票条例は、既に制定されていることから、条文を改正します。

②第28条（危機管理）

《改正前》

第28条 市民は、自ら災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。

2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の防災意識の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。



《改正後》

第28条 市民は、自ら危機事象の発生に備えるとともに、危機事象の発生時においては、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。

2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の危機管理意識の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。

【理由】

災害だけにとどまらず、新型コロナウイルス感染症等の健康被害や交通事故なども危機管理に含まれることから、社会情勢にあわせ条文を改正します。

2. 解説改正

①前文

《改正前》

～（略）～

阪南市においても、これまで、人権尊重や平等社会の形成はもとより、市民参画のもと、より住みよいまちづくりに取り組んできましたが、今後さらに、自治の主役である市民と議会・執行機関が力を合わせて、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、市民の意思をまちづくりに的確に反映できる仕組みを充実させるとともに、これまで以上にまちづくりにおける市民参画を推進し、市民・議会・執行機関が互いに信頼を深め、協働によるまちづくりを進めていくことが求められています。

～（略）～



《改正後》

～（略）～

阪南市においても、これまで、人権尊重や平等社会の形成はもとより、市民参画のもと、より住みよいまちづくりに取り組んできましたが、今後さらに、自治の主役である市民と議会・執行機関が力を合わせて、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、市民の意思をまちづくりに的確に反映できる仕組みを充実させるとともに、協働と新しい価値や事業等の創造・構築段階から取り組む「共創：コクリエーション」の考え方を協働の中に取り入れ、これまで以上にまちづくりにおける市民参画を推進し、市民・議会・執行機関が互いに信頼を深め、まちづくりを進めていくことが求められています。

～（略）～

②第3条（定義）

《改正前》

ここでは、この条例における重要な用語の定義を定めています。今後、市民のみなさんと一緒にまちづくりを進めていくに当たって、認識を共通にしておきたいこととして定めるものです。

(1)～(4) ～(略)～

(5)「協働」とは、お互いの立場や特性を理解し尊重しつつ協力して、お互いに対等な関係に立っているという気持ちを持ちながら、市民は行政依存に、執行機関は行政主導にならないように、また、負担と責任を押し付け合うことのないように、住みよいまちとするために、互いに協力するということです。



《改正後》

ここでは、この条例における重要な用語の定義を定めています。今後、市民のみなさんと一緒にまちづくりを進めていくに当たって、認識を共通にしておきたいこととして定めるものです。

(1)～(4) ～(略)～

(5)「協働」とは、お互いの立場や特性を理解し尊重しつつ協力して、お互いに対等な関係に立っているという気持ちを持ちながら、市民は行政依存に、執行機関は行政主導にならないように、また、負担と責任を押し付け合うことのないように、住みよいまちとするために、互いに協力するということです。なお、新しい価値や事業等の創造・構築段階から取り組む共創の考え方も含みます。

【理由】

総合計画に規定している「共創」の考え方（協働のなかでも、新しい価値や事業などの創造・構築段階から協働で取り組むこと）を自治基本条例の解釈の取り入れるため、解説を改正します。

③第23条（個人情報の保護）

《改正前》

～(略)～

阪南市では、「阪南市個人情報保護条例」において必要事項を定め、個人情報を保護しているところです。具体的な保護内容については「阪南市個人情報保護条例」を適用することになります。



《改正後》

～(略)～

阪南市では、「阪南市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「阪南市議会の個人情報の保護に関する条例」において必要事項を定め、個人情報を保護しているところです。具体的な保護内容についてはこれら条例を適用することになります。

【理由】

阪南市個人情報保護条例の廃止及び阪南市議会の個人情報の保護に関する条例の制定

に伴い、解説を改正します。

④第26条（住民投票条例）

《改正前》

～（略）～

第2項では、第1項に定める住民からの請求によるもののほか、議会や市長も自ら発議し、議会の議決（同意）を得て、住民投票を実施することができることとしています。

第3項では、住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めることとしています。これは、実施請求に必要な手続について条例で定め、その条例に基づいて請求があったときには、その請求された事案に適した個別の条例を定めてから住民投票を実施することとし、当該住民投票の要件等、その内容について議論・検討を行ってから実施することとしています。その中でも、当該住民投票に関する投票資格者の要件については、十分な議論・検討を行うべきこととしています。

第4項では、住民投票を行った結果については、住民、議会、市長だけではなく、住民を除く市民、市長を除く執行機関に至るまで、最大限尊重すべきということを定めています。

～（略）～



《改正後》

～（略）～

第2項では、第1項に定める住民からの請求によるもののほか、議会や市長も自ら発議し、議会の議決（同意）を得て、住民投票を実施することができることとしています。

この住民投票の実施に必要な事項については、「阪南市住民投票条例」において別途定めています。

第4項では、住民投票を行った結果については、住民、議会、市長だけではなく、住民を除く市民、市長を除く執行機関に至るまで、最大限尊重すべきということを定めています。

～（略）～

⑤第28条（危機管理）

《改正前》

第28条は、東日本大震災や今後発生することが予想される南海トラフ巨大地震等の不測の事態に備え、災害等による被害を最小限にとどめるために必要な危機管理について定めています。

第1項では、市民が、災害等による被害を最小限にとどめるために、自分の身は自分で守る「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」について定めています。

第2項では、市が、市民の安全・安心な暮らしを守るために、市民及び関係機関（警察、消防、病院等）と連携、協力して危機管理体制を構築する「公助」について定めています。また、災害等による被害については、想定どおりでなく、想定を上回る可能性もあることを念頭において対処できるように準備をしておく必要があります。



《改正後》

第1項では、市民が、危機事象の発生による被害を最小限にとどめるために、自分の身は自分で守る「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」について定めています。

この条文でいう危機事象とは、大規模な地震、風水害等の自然災害、大規模な健康危機（感染症、食中毒等）、大規模な事件や交通事故等、幅広い危機をいいます。

第2項では、市が、危機事象の発生時に、市民及び関係機関（警察、消防、病院、教育機関など）と連携、協力して危機管理体制を構築する「公助」について定めています。

危機発生時の対象者の範囲については、市民はもとより、買い物や旅行などで本市に滞在する者も、その範囲に含むものとします。

また、誰もが、安全に安心して暮らせるまちをめざし、市民や地域が一体となって様々な危機事象の発生に備える危機管理体制の構築を推進しています。

なお、災害等による被害については、想定どおりでなく、想定を上回る可能性もあることを念頭において対処できるように準備をしておく必要があります。

【理由】

条例改正に伴い、危機事象の例示や危機事象発生時における対象者の範囲を条文の解釈に取り入れるため、解説を改正します。